

補助金等調書

(2-1)

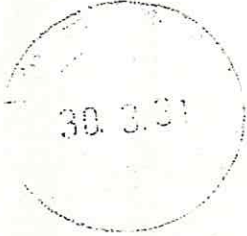
番号	32	担当課名	教育部生涯学習課	補助開始年度	昭和49年	
補助金等の名称	青少年相談員連絡協議会事業補助金					
交付要綱等の名称	印西市社会教育関係補助金交付要綱					
	終了年限の有無 (無 <input checked="" type="radio"/> (平成31年度廃止予定))					
要綱に規定する交付対象者	青少年相談員が組織する団体					
団体の運営に関して補助金を交付している場合	団体名 (複数ある場合、団体ごとに別葉とする。)		設立年月日	構成人数		
	印西市青少年相談員連絡協議会		昭和49年10月1日	86		
	市から補助を受けていない市内類似団体の有無 (有 <input checked="" type="radio"/> 有の場合は、類似団体数 ())					
	市の施策に対する貢献内容 (当該団体への補助金等交付年数も記載してください。) 市内の青少年健全育成を促進すると共に、青少年の体力向上、社会環境の浄化、健全な家庭づくりを促進し、青少年の非行防止の為に率先してボランティア活動を展開し、市やその他青少年団体事業への協力を行っている。(補助金交付年数4年)					
助成団体等の状況	区分		平成28年度決算額	平成29年度決算額	平成30年度予算額	
	歳入	市補助金	1,481,272	1,794,699	1,795,000	
		内訳	国庫補助金			
			県補助金	435,000	430,000	430,000
			その他			
		一般財源	1,046,272	1,364,699	1,365,000	
		会費				
		事業収入	745,080	819,400	1,327,500	
		その他	4	1		
		合計	2,226,356	2,614,100	3,122,500	
	歳出	人件費				
		事務費				
		事業費	2,226,356	2,614,100	3,122,500	
		その他				
		合計	2,226,356	2,614,100	3,122,500	
	翌年度繰越金	0	0	0		
補助制度内容 (下部組織等の配分も明記)	1 国補助 ・ <input checked="" type="radio"/> 2 県補助 ・ 3 単独 ・ <input checked="" type="radio"/> 4 市単独上乗せ 補助対象経費の80パーセント以内。ただし、1団体当たり212万円を限度とする。 補助対象経費：報償費、旅費消耗品費、燃料費、食料費、印刷製本費、光熱水費、 賄材料費、通信運搬費、保険料、使用料、賃借料及び負担金					

補助制度の 目的、効果、 公益性	<p>目的及び効果について出来る限り詳細に記入してください。(別紙可)</p>
	<p>① 補助金等を交付する目的を記載してください。(市の上位計画等の施策のどの項目に当てはまるのか。その施策を遂行する上で何故補助金等として交付する必要があるのか。当該補助金等の重要性(必要性)についても併せて記載してください。)</p>
	<p>青少年相談員活動の促進を図り、もって青少年の健全育成に関する施策の総合的かつ効果的な推進に資する団体に対して補助金を交付する。 第2次基本計画4-②-2の「地域で子どもたちを守り育てる環境づくり」に当てはまり、青少年の健全育成活動の推進に寄与する。</p>
	<p>② 平成29年度予算計上の積算根拠を記載してください。(平成30年度からの補助金の場合は平成30年度予算の積算根拠を記入してください。)</p>
	<p>印西市社会教育関係補助金交付要綱より、補助対象経費の80%以内、ただし、1団体当たり212万円を限度とするとあるため同額を計上していた。H27年度に1,177,287円に減額となり、活動に著しい弊害があった。 2,250,000円の支出が見込まれるため、$2,250,000 \times 80\% = 1,800,000$を予算計上している。</p>
	<p>③ 平成29年度の実績を記載してください(実績がない場合は、実績なしと記入してください。)</p>
	<p>予算額1,800,000円に対し1,794,699円を支出 決算額$2,614,100 \times 80\% = 2,091,280$円→1,794,699円 各費目の80%以内</p>
	<p>④ 補助効果をできるだけ詳細に記載してください。数値化できるものは、数値化してください。</p>
	<p>主催事業:青少年ふれあいキャンプ(青少年109人・相談員延べ90人)・青少年長縄とび大会(青少年186人・相談員延べ50人)・広報誌「ときめき」発行及び連絡協議会ホームページの更新 地区活動:中学校区又は小学校区単位での青少年相談員主催の行事等開催 地域(町内会や学校等)からの依頼による行事等への応援 地区活動は、青少年相談員の活動の基礎になっており、様々な活動を地域ごとに展開している。 研修会への参加:印旛地区連協・千葉県連協主催の青少年相談員を対象とした研修会への参加。</p>
	<p>⑤ 補助金交付の終期の目途がある場合は記載してください。(特に固定化された特定団体に対しての財政的自立に向けての終期設定や政策的事業に対しての終期目安を記載してください。終期到来により継続した場合は、その理由を記載してください。また、終期設定していない場合についても、その理由を記載してください。)</p>
<p>平成28年度に終期を迎えたが、青少年相談員の活動により、青少年の心身がともに健やかに育成され、社会の浄化作用や子どもたちのコミュニティ形成等にさらなる効果が期待できる。今後も事業を継続することで、市の施策達成に大きな役割を果たすと考えられる。</p>	
<p>⑥ 過去に補助率、補助事業の内容等、補助金等の見直しを行ったことがある場合は、その内容を記載してください。また、当該補助金等の今後のあり方(方向性)についても記載してください。</p>	
<p>平成22年度の合併に伴い、限度額を1,350,000円から2,120,000円に変更し、新たに補助率80%を規定した。 印西市の青少年健全育成を推進するため、引き続き同規模の事業を継続する。</p>	
<p>⑦ 当該補助金等の公共性・公益性について記載してください。(受益者が特定の者に偏らず、広く市民にいきわたるものであり、また、不特定多数の者の利益の増進に付与すること補助金等であるか。当該補助金等の交付の性質を記載してください。)</p>	
<p>市民の教育、文化、スポーツ振興に寄与するもの 市内の青少年健全育成を促進すると共に、青少年の体力向上、社会環境の浄化、健全な家庭づくりを促進し、青少年の非行防止の為に率先してボランティア活動を展開し、市やその他青少年団体事業への協力を行っている。相談員の任務は、以下に挙げるものである。 ①社会環境の浄化に関すること②青少年の指導に関すること③青少年団体の育成に関すること④広報に関すること⑤その他目的を達成するために必要な事業 これらの事業は、将来地域を担う子どもたちの成長に資する活動であり、広く市民にいきわたるものである。</p>	
<p>担当課の判定 <input type="checkbox"/> 拡大して継続 <input checked="" type="checkbox"/> 現状維持で継続 <input type="checkbox"/> 縮小して継続 <input type="checkbox"/> 整理統合 <input type="checkbox"/> 廃止</p>	
<p>判定の理由 現状規模の活動を維持し継続的に事業を行うことで、参加する青少年の恒常的な事業参加が期待でき、上記に挙げた青少年相談員の任務を達成することが可能となるため。</p>	

近隣市類似補助金等の状況

補助金等名	青少年相談員連絡協議会事業補助金
-------	------------------

	補助率（定額補助の場合はその額）	補助上限額
成田市	2,466,000円	合併時において、1市2町の補助金合計額×0.9とする。
佐倉市	100% 1,500,000円 ※ただし期の初年度は180万円 (+30万はユニフォーム代)	1,500,000 - 600,000円（8地区分）=900,000円（市連協分） （県補助5,000円×87人含む）
四街道市	対象経費の10分の10 370,000円	限度額：予算の範囲内 （県補助5,000円×30人含む）
八街市	400,000円	県要綱に基づく相談員一人あたりの県算出額に、当該県算出額と同額を加えて得た額に当該年度4月1日現在の相談員数を乗じた額または400千円のいずれか少ない額
富里市	対象経費の1/2 627,000円	限度額：市補助金397,000円（予算の範囲内）+県補助金230,000円（5,000円×46人）
白井市	対象経費 100% 580,000円	限度額：580,000円 （県補助5,000円×30人含む）
印西市	補助対象経費の80パーセント以内 2,120,000円	補助対象経費の80パーセント以内。ただし、1団体当たり212万円を限度とする。



平成30年3月31日

補助事業等実績報告書

印西市長 様

住所 [Redacted]
 補助事業者 氏名 印西市青少年相談員 [Redacted]
 会長 [Redacted]
 連絡先 [Redacted]

印西市補助金等交付規則第13条の規定により、補助事業等の実施状況を次のとおり報告します。

指令年月日	平成29年 4月1日	指令番号	印西教生指令 第15号
補助事業年 度	平成29年度	補助金等の名称	印西市社会教育関係補助金
補助事業等の名称		印西市青少年相談員連絡協議会運営事業	
補助事業等	名 称	別紙事業一覧のとおり	
	施 行 場 所	別紙事業一覧のとおり	
着手年月日	平成29年4月1日	完了年月日	平成30年3月31日
交 付 決 定 額	1,795,000円		
補 助 事 業 等 の 経 過 及 び 内 容	別紙「平成29年度印西市青少年相談員連絡協議会予算」参照		
添 付 書 類	1 収支決算書 2 完成写真（工事施工等に係る場合） 3 その他（事業報告書） 注 申請者が団体等の場合は、補助金の充当状況がわかる収支決算書を添付すること。		

※ 記入しきれない場合は、適宜別紙としても可

平成29年度決算報告

収入の部

	決算額(円)	備 考
補助金	1,794,699	印西市社会教育関係補助金
事業参加費	819,400	青少年ふれあいキャンプ参加費:2,000円/人×109人=218,000円 地区活動費自主財源=601,400円
雑入	1	利息(千葉銀行)
合 計	2,614,100	

支出の部

	決算額(円)	内市補助金 充当額(円)	備 考
報償費	214,973	171,000	長縄とび大会賞品、地区活動事業賞品他
旅費	713,906	571,000	青少年ふれあいキャンプ、地区活動事業
消耗品費	361,255	189,004	青少年ふれあいキャンプ、長縄とび大会、 地区活動事業他
燃料費	7,395	5,916	長縄とび大会他
食糧費	576,930	361,544	青少年ふれあいキャンプ、地区活動事業他
印刷製本費	43,008	34,000	広報紙、地区活動事業他
光熱水費	0	0	地区活動事業
賄材料費	40,323	32,000	地区活動事業他
通信運搬費	191,884	153,000	青少年相談員連絡協議会ホームページ管理費他
保険料	94,926	75,940	青少年ふれあいキャンプ傷害保険、 長縄とび大会傷害保険他
使用料	102,410	81,928	地区活動事業
賃借料	0	0	地区活動事業
負担金	267,090	119,367	つどい大会参加負担金他
合 計	2,614,100	1,794,699	

補助金上限額 = 補助対象経費×80% = 2,614,100円×0.8 = 2,091,280円 ≥ 1,795,000円
 = 2,614,401円 - 2,614,100円 = 301円は市に返還いたします。

平成30年3月31日 印西市青少年相談員連絡協議会 会計



平成29年度印西市青少年相談員連絡協議会予算

収入の部

\	予算額(円)	備 考
補助金	1,795,000	千葉県補助金+印西市補助金
参加費	812,000	キャンプ参加費:2,000円/人×100人=200,000円 地区活動事業参加費他:612,000円
合 計	2,607,000	

支出の部

\	予算額(円)	内市補助金 充当額(円)	備 考
報償費	250,000	170,000	長縄とび大会賞品、地区活動事業賞品他
旅費	700,000	486,000	青少年ふれあいキャンプ、地区活動事業交通費他
消耗品費	483,000	335,000	青少年ふれあいキャンプ、長縄とび大会、 地区活動事業消耗品
燃料費	10,000	5,000	青少年ふれあいキャンプ、地区活動事業
食糧費	700,000	486,000	青少年ふれあいキャンプ、地区活動事業
印刷製本費	50,000	34,000	地区活動事業他
光熱水費	4,000	1,000	長縄とび大会、地区活動事業他
賄材料費	50,000	34,000	青少年ふれあいキャンプ食材、地区活動事業食材他
通信運搬費	155,000	105,000	会議・大会等事務連絡郵送料他
保険料	100,000	68,000	青少年ふれあいキャンプ、長縄とび大会、球技大会、 地区活動事業傷害保険
使用料	50,000	34,000	地区活動事業施設使用料
賃借料	5,000	3,000	地区活動事業資材賃借料
負担金	50,000	34,000	つどい大会負担金他
合 計	2,607,000	1,795,000	

平成 2 9 年 度 事 業 報 告

月	市 内		県 ・ 郡 ・ その他	
4	23 (日)	総会 (本埜公民館)		
5			11 (木)	印旛地区青少年相談員連絡協議会総会 (合同庁舎) 板倉会長・川村
				第1回千葉県青少年相談員連絡協議会会議 川村
6	3 (土)	定例役員会議 (市役所会議室)	29日(木)	西部ブロック課題研修会議 (白井市健康福祉センター) 板倉会長・深山
	18 (日)	第1回キャンプ担当者会議 (市役所会議室) 担当相談員		
7	8 (土)	社会を明るくする運動 青少年健全育成大会 (文化ホール) 定例役員会議 (市役所会議室)		
	9 (日)	第2回キャンプ担当者会議 (中央公民館) 担当相談員		
	29 (土) 30 (日)	青少年ふれあいキャンプ (平岡自然の家) 小学生108名・中学生1名参加		夏の青少年を健全に育てる運動
8			26 (土)	印旛郡市社会教育振興大会 (富里市中央公民館) 對馬
9	2 (土)	定例役員会議 (市役所会議室)	28 (木)	第1回青年相談員会議及び事務担当者会議 (合同庁舎) 板倉会長
10	7 (土)	定例役員会議 (市役所会議室)	14 (土)	西部ブロック研修会 ユニカール実技 (原小学校体育館) 板倉会長・横尾・對馬・屋敷・植木・五十嵐 (正)・飯塚・鈴木・早川 計9名参加

11	4 (土)	定例役員会議 (市役所会議室)	12 (日)	白井市ウォーク・カリー大会 見学 (白井市役所発) 横尾・今野・屋敷 計3名参加
			23 (祝土)	印旛地区少年の日・地域のつどい大会 (四街道市総合公園体育館) 板倉会長・大野喜弘・堀本・ 對馬・早川・長谷川・木村 計7名参加
12	16 (土)	定例役員会議 (市役所会議室)	3 (日)	千葉県青少年相談員全体会 (青葉の森芸術文化ホール) 板倉会長・横尾・大野(善)・ 堀本・對馬・早川・古田・川 村・鈴木・五十嵐(正)・池 上・青木・秦・佐藤・石山・ 石橋・植木・屋敷・颯風 計19名参加
			15 (金)	第2回青年相談員会議及び事 務担当者会議(合同庁舎) 板倉会長・川村
1	7(日)	定例役員会議 (市役所会議室)		
	14 (日)	長縄とび担当者会議 (松山下体育館) 担当相談員		
	28 (日)	第18回長縄とび大会 (松山下体育館 17 チーム 187名)		
2	3 (土)	定例役員会議 (市役所会議室)	12 (日)	第30回成田市青少年交流綱 引き大会 (成田市体育館) 對馬
			17 (土)	印旛地区青少年相談員課題 研修会 (合同庁舎) 深山・堀本・對馬・飯塚・青 木・屋敷・片山 計7名参加
3	10 (土)	定例役員会議・監査 (市役所会議室)	7 (水)	第3回青年相談員会議及び事 務担当者会議(合同庁舎) 川村 春の青少年を健全に育てる 運動

○印西市社会教育関係補助金交付要綱

平成20年3月31日告示第63号

改正

平成22年5月11日告示第135号

平成23年3月31日告示第68号

平成26年3月27日告示第56号

平成29年3月24日告示第28号

印西市社会教育関係補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市長は、社会教育の振興を図るため、社会教育及び青少年健全育成に関する事業を行うことを主たる目的として設立された団体が行う事業（以下「補助対象事業」という。）に要する経費に対し、予算の範囲内において、印西市補助金等交付規則（昭和53年規則第6号。以下「規則」という。）及びこの要綱に基づき補助金を交付する。

(補助対象事業、経費、補助率等)

第2条 補助金の対象とする経費及び補助金の額は、別表に掲げるとおりとする。

(交付の申請)

第3条 規則第3条第2項第5号に規定する市長が認める書類は、次の書類とする。

(1) 団体規約等

(2) 会員名簿

(補則)

第4条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成20年4月1日から施行する。

(失効)

2 この告示は、平成32年3月31日限り、その効力を失う。ただし、この告示の失効前にこの告示の規定によりなされた手続その他の行為は、なお従前の例による。

附 則（平成22年5月11日告示第135号）

この告示は、公示の日から施行し、平成22年度分の予算に係る補助金から適用する。

附 則（平成23年3月31日告示第68号）

この告示は、公示の日から施行する。

附 則（平成26年3月27日告示第56号）

この告示は、公示の日から施行する。

附 則（平成29年3月24日告示第28号）

この告示は、公示の日から施行する。ただし、別表の改正規定は、平成29年

4月1日から施行する。

別表（第2条）

番号	補助対象事業	補助の目的	補助対象者	補助対象経費	補助率等
1	女性の会事業	女性の社会参加を奨励し、男女共同参画社会の推進を図る。	市内に居住する成人女性で構成し、かつ、50人以上で組織する団体	報償費、旅費消耗品費、燃料費、食料費、印刷製本費、光熱水費、賄材料費、通信運搬費、保険料、	補助対象経費の70パーセント以内。ただし、1団体当たり30万円を限度とする。
2	青少年相談員連絡協議会事業	青少年相談員活動の促進を図り、もって青少年の健全育成に関する施策の総合的かつ効果的な推進に資する。	青少年相談員が組織する団体	使用料、賃借料及び負担金	補助対象経費の80パーセント以内。ただし、1団体当たり212万円を限度とする。
3	子ども会育成連絡協議会事業	子ども会の活動の促進を図り、もって青少年の健全育成に関する施策の総合的かつ効果的な推進に資する。	市内で活動している子ども会の育成者が組織する連合の団体		補助対象経費の80パーセント以内。ただし、1団体当たり51万円を限度とする。
4	P T A 連絡協議会事業	各学校のP T A 活動の促進を図り、もって青少年の健全育成に関する施策の総合的かつ効果	市内の小中学校ごとに保護者及び学校関係者で構成するP T A（保護者と教職員が組織する		補助対象経費の70パーセント以内。ただし、1団体当たり36万円を限度とする。

		的な推進に資する。	団体を含む。)が組織する連合の団体	
5	地域ぐるみさわやかコミュニティ推進委員会事業	学校、家庭及び地域が共に連携し、地域社会の発展を図り、もって青少年の健全育成に関する施策の総合的かつ効果的な推進に資する。	市内の中学校区において、青少年の健全育成環境の向上を目指し、関係機関及び団体の代表者、学校関係者で組織するさわやかコミュニティ推進委員会	補助対象経費の額。ただし、1学校区当たり8万円を限度とし、予算の範囲内において配分する。
6	家庭教育学級事業	家庭での教育を行う時に必要な心構え、留意点等を学習する機会を提供し、家庭教育の充実を図り、子どもたちの健全な成長と学級生自身の向上に資する。	市立各幼稚園及び市立各小中学校の保護者で構成する家庭教育の向上を目的とする会	補助対象経費の額。ただし、1学校当たり(幼稚園にあっては1幼稚園当たり)8万円を限度とし、予算の範囲内において配分する。
7	芸術文化協会事業	芸術文化の振興を図り、もって地域社会の発展に資する。	市内の文化芸術の種別ごとに総括する単位団体で構成し、かつ、文化的地位の向上と地域文化	補助対象経費の70パーセント以内。ただし、1協会当たり40万円を限度とする。

			の発展に寄 与するため に組織する 協会		
--	--	--	-------------------------------	--	--